

情経営 19-8
平成 19 年 3 月 2 日

特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室 御中

社団法人情報サービス産業協会
法制度委員会
委員長 瀧浪 壽太郎

タイプフェイスの法的保護に関する意見

「知的財産権推進計画 2006」に掲載されているタイプフェイスの保護について、その具体的な検討をはじめるとは、当協会の意見を下記のとおりまとめましたので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

< 結 論 >

現時点でタイプフェイスを保護することについては、そもそもその必要性において社会的な理解が得られているとはいえ、コンセンサスを獲得するのは極めて難しい状況にあると考える。安易な保護を行えば無用な混乱が予想されるため、当協会としては、タイプフェイスに関する保護措置を講ずることはあまりにも時機尚早であるとする。

1. 基本的な考え方

当業界は、知的財産が社会・産業活動の重要な秩序を形成し、新しい価値を創造することを願い、これが適正に保護・活用されることに高い関心をもっている。しかし、一面において、いたずらに保護強化を進めることは、わが国の文化と産業技術の発展を阻害するケースもあり得るため、慎重のうえにも慎重に検討すべき事柄も少なくないとする。

特に、情報化の進展が著しいなか、知的財産権が情報の円滑な利用、流通を妨げてはならないことは異論がないところで、まずは、利用者・ユーザのニーズを含めた情報ネットワーク社会における情報流通の実態を把握し、その発展を第一義とすべきことは改めて言うまでもない。この点、タイプフェイスは、情報の流通及び利用の根幹に関わることであり、万一これが保護されることがあれば情報化社会の促進を妨げる危険性が高い。こうした事態を避けるためにも、本テーマはそれに関わる一部のタイプフェイス創作者の利害得失をもって議論すべきテーマではないとの基本観である。

当業界としては、タイプフェイスの保護ニーズは乏しいばかりでなく、情報産業及び情報技術の発展の足かせとなることを危惧しており、保護制度の導入に対しては賛成できない。

2. 具体的な理由

(1) 情報化を促進する立場から

現在、わが国においては、国・地方行政、医療、教育、産業といったあらゆる活動が、

情報ネットワークを通じて提供される情報を利用して展開されている。これだけ普及した情報ネットワークを支えるソフトウェアやコンテンツはそれ自体膨大であり、その膨大な情報財は、日々、さらに開発され続けている。その開発を担っているのは情報サービス業者だけではない。情報財は単に限られた者が生成するのではなく、行政、一般産業界、さらには個人によっても自由に開発され、利用されてきている。

そうしたなかで、万一タイプフェイスについて独占的な保護を与えるとするならば、情報財を開発し利用する者は、日々、常に権利の所在を確認して権利処理を行うことが求められることになりかねない。このことは迅速な情報開発・伝達・利用の支障となり、その損失は計り知れない。いまは情報化社会の発展こそ第一義と考えるべきである。タイプフェイスの保護はその拡大に寄与するとは到底考えられないばかりか、無用な紛争を増長させる危険性を有している。

(2) 希薄なニーズ

タイプフェイス保護について、これを求める業界内の保護ニーズはほとんど聞こえてこない。むしろ、自由な開発を阻害するのではないかという危惧が強い。

そもそも当業界における取引実態から見て、タイプフェイスは重要な位置を占めていない。特殊なホームページ等の作成ツールとしては利用することはあっても、取引全体に占める割合は少ないのが実情である。極稀に必要とされる場合には、フォントセットとして購入して対応することになるのであろうが、最終的なサービス付加価値に対しても意識されることは少ないのが実態であろう。

(3) 危惧する声

タイプフェイスは、情報を表現し、伝達する手段として、文字や記号などと分離して把握するのが非常に困難であり、文字や記号自体を保護した場合と同様の弊害が生ずる危険性が高い。

このことは、タイプフェイスを意匠権で保護する場合に限らず、著作権で保護する場合にも同様である。例えばロゴ等で装飾性の高い文字を使う場合、タイプフェイスが意匠権で保護されているとすれば、その使用者は逐一権利の有無について確認を行う必要があり、他方、著作権で保護されているとすれば、文章を作成し公開する都度に独自著作の証明をしなくてはならないことになりかねない。

種々の行政機関、数万社という企業・団体が数億ページに上るインターネットサイトを立上げ、運営しているという実態をみると、タイプフェイスについては相対的独占権であったとしてもこれら企業・団体の事業活動の萎縮を招く危険性を孕んでいる。

以上